

2019年RPFに関する動向

2月8日に環境省、経産省、資源エネルギー庁の担当者と工業会で勉強会が行なわれた。

《RPFの海外輸出が可能に》

昨年来より進めていた新規需要開拓で海外輸出が可能になりました。

環境省からJIS認証品に限りバーゼル条約を除外する。但し、低品位RPFが輸出先国で不正に使用されないために当工業会を通じて環境省が認めたものに限る。**条件付**輸出を検討されている会員様は工業会に相談して下さい。

《RPFを一般廃棄物の焼却場の代替燃料に》

環境省は一般廃棄物焼却場において構造変更を伴わずRPFを化石燃料の代替燃料として使用することは問題ないとの見解があった。

廃棄物由来のエネルギー利用の促進から低炭素社会に向けた取り組みとして評価した。

今後、工業会で案内文を作成し、会員企業様に地元近隣の自治体、清掃組合にアプローチをお願い致します。(後日、事務局から依頼いたします)

《プラスチックスマート計画について》

政府は2030年までに容器包装プラを60%リサイクルし、2035年には全てのプラスチックを熱回収も含めて100%リサイクルする計画を打ち出した。

2035年までに化石由来のプラスチックに替わる素材の変更(紙や非可食バイオマス由来)したり、発生抑制を行なっていく。今回の指針では熱回収を含めないと循環型社会が構築できず、ますますRPFには追い風となる。

《FITについて》

脱炭素の世界的な潮流の中で、再生エネルギーだけで発電を行なうと電気代は10倍以上で非現実的、又、大規模バイオマス発電の主燃料が海外産PKSになり100万トンになっていることは由々しき事態であるがWTO協定の絡みあり、今後小規模発電にFIT誘導し、国産燃料を使用する地産地消型モデルを増やす戦略をとる。

バイオマスプラスチック200万トン製造の計画は至難ではあるが化石由来とバイオ由来のプラが混合されRPFになった場合のFIT燃料として基準の検討を依頼した。

《新規石炭混焼バイオマスボイラーがFITから除外》

今後、石炭とバイオマス燃料を使用したボイラーはFIT対象から外された。

RPFとバイオマス燃料の混焼ボイラーは既存通りの規定であり、今後、自家発電ボイラーの更新を迎えるボイラーは脱石炭にシフトしなければならず、RPFの需要拡大が見込まれる。

以上です。